

[事案 28-289] 新契約無効等請求

・平成 29 年 10 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

申込書や告知書が代筆であること等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

銀行を募集代理店として契約した終身医療保険について、契約後 2 年以内の脳内出血による入院に伴い疾病入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約解除されたが、以下の理由により、契約を無効とするか、契約解除を取り消してほしい。

- (1) 申込書や告知書は自分の配偶者が代筆しており、自分に本契約を申し込む意思はなかった。
- (2) 契約手続時に、配偶者が正しく告知を行わなかったのは、もやもや病に罹患していることを募集人に伝えたところ、募集人からパンフレット（告知書）に告知すべき病気として記載されていないから告知しなくても大丈夫だと言われたためである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書や告知書は申立人の配偶者が代筆したものの、申立人は募集人から商品説明を受けて加入の意向を示していたため、申立人には契約する意思があった。
- (2) 募集人は申立人がもやもや病であることを聞いていない。仮に聞いていたとしても募集人に告知受領権はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人からは事情聴取を辞退する旨の申し出があった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には契約意思があったと認められること、募集人がもやもや病の件を知っていながら告知不要の旨を伝えたとは認められないことから、契約の無効または契約解除の取消しのいずれも認めることはできないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、契約手続の際、途中で申立人が仕事で外出したため、申立人の配偶者が申込書や告知書等を代筆することを許容していた。
- (2) 中でも告知書の代筆を許容したことは、それが保険契約の効力を直ちに左右するものではないにせよ、大きな問題と言わざるを得ない。